

## 東海市と星城大学との包括連携に関する協定書

東海市（以下「市」という。）と星城大学（以下「大学」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、市及び大学が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成及び発展に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力する事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 地域経済の活性化に関すること
- (3) 健康及び福祉の向上並びに子育ての支援に関すること
- (4) 人材の育成に関すること
- (5) 教育及び文化の振興に関すること
- (6) 自然環境に関すること
- (7) 自然災害及び緊急事態の発生に関すること
- (8) 大学施設の開放に関すること
- (9) その他本協定の目的に資すること

### （連携の推進）

第3条 市と大学は、この協定による連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、連絡協議組織を設け、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれから特段の申し出がない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 協定に定めのない事項並びに市及び大学が連携・協力して取り組むべき具体的事業等については、引き続き協議等を進めて、必要に応じて個別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印して、各自1通を保有する。

平成25年 5月 1日

甲 東海市中央町一丁目1番地

東海市長

鈴木淳雄 

乙 東海市富貴ノ台二丁目172番地

星城大学  
学長

水野 豊 